

令和5年(1月～9月)新発田監督署管内における労働災害の現状

《死亡災害ゼロ継続中 死傷災害は対前年比30件減少で推移》

新発田労働基準監督署

令和5年1月から9月末日までの労働災害発生状況(休業4日以上)は、283件となり、前年同期と比較して、30件(9.6%)減少しており、うち死亡災害は、令和4年4月21日以降、ゼロを継続しております。(表1)。

特に、新型コロナウイルス感染症による職場内感染の減少によるものと考えています。

また、建設業で高所からの転落災害、製造業で動力機械によるはさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しており、全業種で件数全体のうち3件に1件が高年齢者を中心に転倒による作業行動が起因する災害が発生していますので、慌てず、急がず、足元確認の周知が必要です。

なお、件数全体の約25%が60歳以上の高年齢労働者となっておりますので、改めて令和2年に策定された「エイジフレンドリーガイドライン」に基づいた高年齢者に配慮した職場づくりが望まれますので職場環境の再確認と職場総点検を実施し、年末年始に向けた安全と健康の確保に努めていただきますよう、お願いします。

(表1) 業種別労働災害発生状況(令和5年9月末現在)

業種	年別	令和4年 9月末	令和5年 9月末	前年 同期比 (件)	前年 同期比 (%)
製造業		⑦81	86	+5	+6.2
鉱業		0	0	—	—
建設業		40	36	-4	-10.0
運輸交通業		①23	18	-5	-21.7
貨物取扱業		2	3	+1	+50.0
農林業		8	7	-1	-12.5
畜産水産業		17	10	-7	-41.2
その他の事業		①142	123	-19	-13.4
合計		⑨313	283	-30	-9.6

※労働者死傷病報告を集計、○内の数字は死亡者数で内数

【トピックス】

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策に充実にかかる労働安全衛生規則の労働安全衛生規則の改正について

(1) 令和5年10月から施行されています

- ① 最大積載荷重2トン以上の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備等(踏み台等の可搬式のものほか、車両に設置されているステップ等が含まれます)の設置が必要となります。
- ② 同じく、最大積載荷重2トン以上の貨物自動車において、荷役作業時の保護帽(墜落時保護用)の使用が必要となります。【一部例外あり】

(2) 令和6年2月1日から施行されます

テールゲートリフターの操作の業務を行う労働者に対して、特別教育を実施する必要があります。

詳しくは、新発田労働基準監督署安全衛生課(電話0254-27-6680)

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。



確認しよう、最低賃金!

41円UP↑

令和5年10月1日から新潟県最低賃金〔時間額〕は931円です。最低賃金制度は、働くすべての人に賃金の最低額を保証する制度です。年齢やパート、学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金に関するお問い合わせは、新潟労働局または最寄りの労働基準監督署へ。

確認しよう、最低賃金!

事業者も、労働者も、お互いに。



新潟県 最低賃金

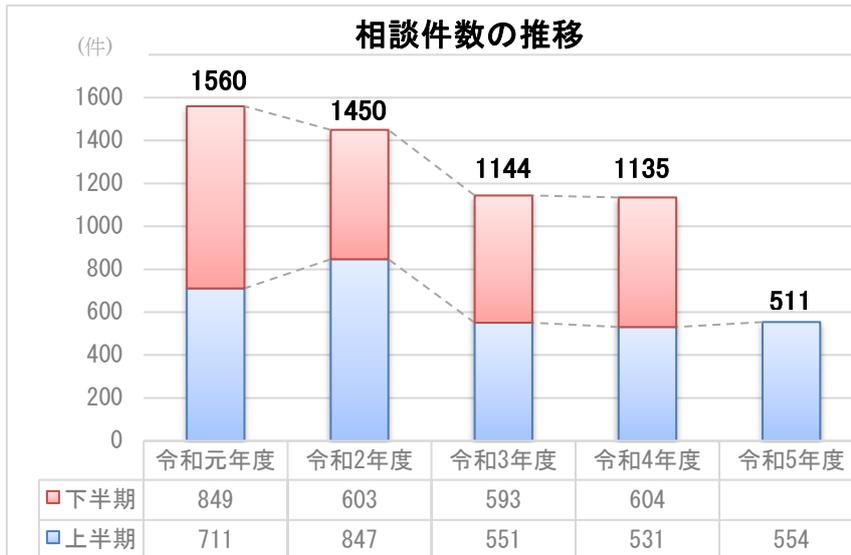
令和5年
10月1日
改正

931円

41円
UP

－ 労働相談の状況 －

新発田労働基準監督署



相談項目	令和5年度 上半期
賃金関係	9.4%
最低賃金関係	2.0%
賃金不払残業	6.1%
解雇・退職関係	15.5%
労働時間	15.7%
休暇等	10.8%
就業規則	1.4%
労働安全衛生法	3.6%
その他	35.4%

令和5年度上半期(令和5年4月～令和5年9月)に新発田労働基準監督署に寄せられた労働相談の件数は554件で、前年同期の531件とほぼ同数の横ばいとなりました。令和3年度以降、新型コロナウイルス関連の相談は減少しましたが、一方で賃金不払残業や労働時間に関する相談の割合が増加しました。

2019年(平成31年)4月から、様々な働き方改革関連法が施行されておりますが、令和6年4月1日から、適用が猶予されていた建設業、自動車運転手等にも時間外労働の上限規制が適用されますので、対象の事業場におかれましては、ご準備をお願いいたします。

新発田労働基準監督署では中小企業の労働条件の枠組み整備や改正法への対応等に関する「訪問支援」を行っておりますので、労務管理でご不明の点はお気軽にお問い合わせください。

令和5年度 第73回 新潟県労働安全衛生大会



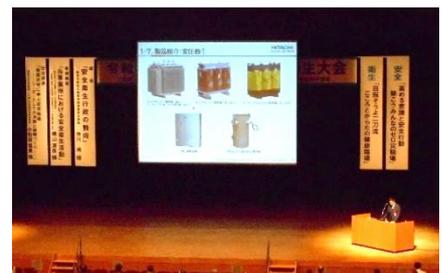
9月14日、喧嘩各地から約500名の参加を得て、新潟テルサにおいて新潟県労働安全衛生大会が開催されました。

第二部の表彰式では、安全、衛生の各優良事業場、優秀者が表彰されました。当協会からも下記の方が受賞されました。誠にありがとうございます。益々のご活躍をお祈り申し上げます。

上写真左より:安全管理優良事業場;山崎鉄工(株)、衛生管理優良事業場;東北発電工業(株)日本海エル・エヌ・ジー事業所、衛生管理優秀者;春木加代子(大根田電機(株)中条工場)、功労者;阿彦春雄(前事務局長) 敬称略

第四部の事例発表では、(株)日立産機システム中条事業所 中条総務グループ安全衛生係主任の横山清彦氏に、「当事業所における安全衛生活動」という題目でプレゼンテーションしていただきました(右写真)。

ここで披露された多彩で工夫された取り組みが、各事業場の安全衛生の活動の参考になることを願っています。



新発田労働基準協会

〒959-2642 胎内市新和町2-5 (胎内市産業文化会館内)

TEL 0254-43-2330 FAX 0254-44-8561 HP <http://shibatarouki.web.fc2.com/>